

広島県告示第百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、平成二十四年三月八日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年二月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

三七五号

三 道路の区域

区 間		新 旧 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
三次市三次町一三二六番一地从先から 三次市三次町一三二六番二地从先まで	新	一九・五〇 三七・一〇	八〇・〇〇	幅員減少 不用物件延長 四九・〇〇 メートル	
	旧	二八・〇〇 三七・一〇	八〇・〇〇		

一 道路の種類

県道

二 路線名

三次江津線

三 道路の区域

区 間		新 旧 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
三次市三次町一九四四番一地从先から 三次市三次町一九二二番六地先まで	新	一七・六〇 三四・三〇	三三七・〇〇	幅員減少 不用物件延長 二九二・〇〇 メートル	
	旧	二三・〇〇 四四・〇〇	三三七・〇〇		